

小監公告第11号
令和6（2024）年9月30日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 植 村 一

記

1. 監査対象

施 設 名： 小山市中央市民会館
 小山市立文化センター
 小山市立中央公民館
指定管理者： 小山市立文化センター運営共同事業体
所 管 課： 教育委員会 生涯学習課、文化振興課

2. 監査期日

令和6（2024）年8月27日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び小山市中央市民会館、小山市立文化センター、小山市立中央公民館の管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。